

## 行政機関等が保有するパーソナルデータに関する研究会（第5回） 議事要旨

日 時：平成26年9月29日（月）10時00分～12時00分

場 所：総務省第3特別会議室

出席者：藤原座長、大谷構成員、佐藤構成員、宍戸構成員、下井構成員、庄司構成員、松村構成員

内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室 犬童参事官

総務省行政管理局 上村局長、讃岐官房審議官、大槻管理官、坂本情報公開・個人情報保護推進室長

議 事：

- 1 開 会
- 2 議 題
  - ・ 論点の整理について
- 3 閉 会

< 配付資料 >

- |        |  |
|--------|--|
| 資料1    | 国・独法が保有する個人情報の分類（試案）                       |
| 資料2    | 各省庁への意見照会の結果について（報告）                       |
| 資料3    | 統計法における匿名データについて                           |
| 資料4    | 行政機関等が保有するパーソナルデータに関する研究会に関する意見（大谷構成員提出資料） |
| 資料5    | 論点の整理                                      |
| 資料6-1  | 検討の論点                                      |
| 資料6-2  | 「検討の論点」に沿った議論の整理                           |
| 当日配付資料 | 情報公開制度によるパーソナルデータの利用手続きについて（松村構成員提出資料）     |

(藤原座長) ただいまから「第5回行政機関等が保有するパーソナルデータに関する研究会」を開催いたします。ご多忙のところご出席いただき誠にありがとうございます。

それでは、まず本日の配布資料の確認を事務局からお願いいたします。

(事務局) 本日は大部の資料となっております。資料1から資料3までご報告の資料がございます。資料1が「国・独法が保有する個人情報の分類(試案)」で、その参考資料が3点、厚い資料が付いております。資料2が「各省庁への意見照会の結果について(報告)」でございます。資料3が「統計法における匿名データについて」という資料で、これも3-1から3-4まで束ねてございます。

資料4、資料5が論点の整理に関する資料でございます。資料4が大谷構成員から提出された資料、資料5が事務局で整理しております論点の整理でございます。それから資料6-1と資料6-2は、いつもお配りしております意見を整理したものでございます。

それから本日、松村構成員から、当日配布資料ということで、1枚表裏の資料が配布されてございます。以上でございますが過不足等はございませんでしょうか。

(藤原座長) それでは議事に移りたいと思います。本日から、これまでのヒアリングや議論を踏まえた論点の整理の資料に沿って議論を進めていきたいと思います。

はじめに事務局から数点、先ほどお示しした資料等の説明があるそうですので、お願いいたします。

(讃岐官房審議官) それでは資料に沿って順次ご説明させていただきます。まず資料1「国・独法が保有する個人情報の分類(試案)」についてご説明いたします。

国・独法が保有する個人情報は、法律に基づきまして、個人情報それ自体ではなくて、どのような個人情報がどのような収集方法によりどのような目的で保有されているのか、といったことを明らかにするような形の個人情報ファイル簿、これは後ほど説明しますが、一定のもの以外のものについては個人情報ファイル簿を作成して明らかにしなければならないとされているわけでございます。

そうしますと全体としてどのようなものが保有されているのか、全体像がおつかみいただけるかと思ひまして、ここにまとめさせていただきました。

いわばファイル簿全体の目次というようなものを資料に付けさせていただきます。かなり膨大なものなので、これを大体こんなふうにとまとめたかどうかという、このまとめ方自体も、ここで初めて資料1に試案として出しているもので、オーソライズされたものとはお考えいただかないでいただければとお願い申し上げます。

全体の個人情報ファイル数、国・独法で6万と1万で7万数千ファイルでございます。膨大かつ多様で、お時間のある時にご覧いただければと思いますが、なかなか分類も困難でございますが、形式的、外形的なことを中心に整理しますとこのようになるのではないかと、という程度の考えでございます。

①として、法令等に基づく申請・届出等々でございますが、括弧の中に書いてございませうとおり、法律に基づく何々業規制とか、あるいは給付・サービス、年金やその他補助金

さまざま、あるいは申請、届出、更にこれに基づく現況把握というものが定期的にあったりする、課税についても同様ということです。このように、当該国民あるいは事業者は、自ら申請を行っているので、このような情報を提出したということは知っているということが前提となるでしょうけれども、行政側への義務的な提供ということになるものということでございます。これも膨大なものがございます。

次におめぐりいただきますと、②法令等に基づく調査や法令違反に関するもの。先ほどの①は申請等国民の側からのアクションがあったことを前提としておりますが、こちらはむしろ行政の側からのいわば能動的な、時には権力的な収集方法に依るようなもの。したがって、国民の側でも知っている場合もあるかもしれませんが知らない場合もあるということでございます。これもかなり膨大なものがございます。

箱書きの中ですけれども、前段のところ、国の安全、外交上の秘密、その他の国の重大な利益に関する事項を記録する個人情報ファイルや、犯罪の捜査、租税の犯則の調査等々につきましては、これは目的との関係で、ファイル簿も非公表ということになってございます。

次に③にいけますと、行政機関・独法が、サービスの提供主体、契約の当事者、民一民の関係と類似、あるいは民間でも同様なものがあるもの、必ずしも権力性が全然ないかという、学校の中では特別権力関係などいろいろあろうかと思えますけれども、いわば民一民との関係で同等性が強いという情報とでございます。学籍簿とか診療録とか、これもファイル数としてはかなり膨大でございます。

④その他、またこれも多種多様ですけれども、(i)として、各種名簿という名前のファイルがございます。女性人材データベースとか、勲章等々の受章者リストとか。中には積極的な公開も考えられているものもあろうと思えますし、必ずしもそうでないものもあろうと思えます。

箱書きのところでございますけれども、行政機関の内部の管理の個人情報は非公開ということになってございます。

(ii)ですけれども、各種相談対応者、これは相談者が行政機関にいろいろな相談を行うという、国民の側からのむしろ積極的な行為ということでのファイルがあり、あるいは(iii)として、施設利用者、入館者等に関する情報ファイルと、その他多種多様でございます。

(注)に書いてございますが、1年以内に消去することとなる記録情報、いわばテンポラリーのものや、あるいは本人の数が1000人未満の小規模なものは、個人情報ファイル簿の作成、公表義務はないということになります。したがって、これらのファイル以外にも多様な散在情報というのが存在しているということでございます。

ごく簡単にですが、資料1-参考3に、個人情報ファイル簿にどのようなことが記載されているのか、サンプルということで、7万いくつあるもののうちの、無作為に、幾つか代表的なものということでサンプルをとらせていただきました。

資料1－参考3の7ページをお開きください。国民全体に関係するような個人情報といたしまして、個人課税台帳、国税庁が整理しているものでございます。これは下にございますように税務署ごとに整備されておりまして、8ページにいきますと、個人情報ファイルの利用目的ということで、「納税義務の適正な履行に資する」と書かれてございます。記録項目といたしましては、ここに書いてある1から127まで、課税のベースとなるさまざまな所得関係のベースというものが記載されているということが明らかにされております。

記録範囲は「所得税・消費税の納税義務者」、収集方法は「本人の確定申告書」等々が記載されてございます。

11ページにいきますと、これは源泉徴収義務者ファイルということで、源泉徴収の関係がございまして、更に、16ページをご覧いただきますと年金受給権者ファイルというものがございまして、記録項目として、給付記録であるとか標準報酬であるとか納付記録というようなものが個人ごとに整理されているということでございます。

飛ばしまして29ページにいきますと、先ほどの類型で、いわば民一民とも同等に近いようなものということで、病院の診療録ということをお願いしたけれども、これは独立行政法人である国立病院機構が持つ診療録でございまして、記録項目として、氏名から始まりまして診療経過、身体状況等がございまして、

最後に、41ページでございまして、これは先ほど④その他で整理しました来訪者のリストということで、経済産業省の訪問者管理システムがこのような形で整理されている。このような状況にあるということだけをまずご説明した上で、今後の議論の参考になればと思います。資料1の説明は以上です。

(藤原座長) 引き続き資料2の説明をお願いいたします。

(事務局) 資料2「各省庁への意見照会の結果について(報告)」でございまして、意見照会の概要のところをご覧いただければと思います。

趣旨といたしましては、研究会における検討の参考とするため、制度改正大綱に示されている研究会の検討事項3点につきまして、実際にパーソナルデータを保有している各行政機関の意見を照会してみたものということでございます。

これまでさまざまな関係者からヒアリングを行ってまいりましたが、行政機関自体の意見をヒアリングのように広く聞くというのは難しいことから、こうした意見照会を活用してご報告をするものでございます。

照会方法のところでございますが、照会事項3点、パーソナルデータの利活用について、パーソナルデータの保護対象について、それから、第三者機関の権限・機能について、その他としております。

まだこうした各論点について、本研究会で方針が固まったわけではございませんが、研究会での検討自体を短期間でお願いをしておりますので、なるべく早めに各省庁の意見も聞いてご報告をしますと、そういう趣旨で今回意見照会をしているものでございます。した

がって、照会事項といたしましても、利活用について推進することをどう考えるかですとか、保護対象あるいは取扱いを規定することについてどう考えるかでありますとか、あるいは第三者機関が行政機関の保有するデータについて権限を持つことについてどう考えるかですとか、ざっくりとした聞き方で意見照会をしたものでございます。

回答数のところがございますが、13省庁から意見が寄せられました。これは網羅的に全省庁から意見を寄せていただいたわけではございませんし、あるいは意見の中には、省の意見と言うよりは、1部局から出てきた意見がそのまま提出されたようなものもございまして、そういうものとしてご理解をいただければと思います。

2のところをご覧いただきますと、提出された意見の概要をまとめてございます。主な意見を3点の課題に沿って並べております。まず行政機関が保有するパーソナルデータの利活用についてでございますが、実際の意見は2ページから6ページにかけて掲載しております。1つ目のポツにございますように、利活用の規定の適用について、特定の事務を除外すべき、または慎重に検討すべきであるという意見が8件ありまして、最も多くございました。

具体的に申しますと、犯罪捜査に関する事務でございますとか、公的統計作成、税務関係、年金関係、職業相談・紹介の関係、労働紛争解決の関係、それから違反事件調査の関係に関する情報につきましては、利活用の対象から外す又は慎重に検討すべきだという意見が出ております。

2つ目のポツにございますが、行政機関の保有するパーソナルデータにつきまして、一般的に利活用を進めるべきではないという意見が3件ございました。

3つ目のポツでございますが、一般市民が行政機関への情報提供に躊躇するなど、行政活動の円滑な運用に支障をきたすという意見が4件ございました。

それから最後のポツでございますが、情報の分類を行えば、一定の情報については利活用を行うことも可能ではないかと読める意見が2件ございましたが、これにつきましては、どういう情報であれば利活用が可能であるかということについて記載がされておりました。

次に保護対象についてでございます。2つのポツで、保護対象を法令等で規定すべきである、あるいは現行法令を変更するほどの理由がないとそれぞれ並べておりますが、全体的に件数が少ないものですから、傾向がはっきりせず、意見が区々であったということしかわかりませんでした。

それから、第三者機関についてでございますが、実際の意見は9ページから10ページにかけて掲載しております。行政機関が保有するパーソナルデータの性質、所掌事務の専門性でございますとか、あるいは現行の主務大臣制との関係などがございますとか、そうしたことから第三者機関の権限・機能を限定すべきという意見が6件ございまして過半でございました。

ほかの意見につきましても、現行の主務大臣の権限・機能との整合性をよく図るべきと

いったような内容でございました。

全体をまとめて申し上げますと、まず利活用につきましては、行政事務の遂行に支障が出かねないので反対又は慎重に検討すべきといった意見、あるいは少なくとも特定分野については対象外とすべきではないかといった意見がほとんどでございました。

保護対象につきましては、先ほど申し上げましたとおり、意見数が少なく、法令等で規定すべきという意見、あるいは現行から変える必要はないといった意見など、区々でございましたので傾向はわかりません。

それから第三者機関につきましては、強い権限を持つ機関の設置には極めて消極的な意見がほとんどでございました。以上でございます。

(藤原座長) ありがとうございます。それでは引き続き資料3について、説明お願いいたします。

(讃岐官房審議官) 資料3、統計法における匿名データについてでございます。この研究会の第2回で、統計法所管部局から、統計法に基づく匿名データの作成、提供についてヒアリングをしたところでございます。

更に事務局で、この匿名データについての利活用の比率や、あるいは匿名化の技法等についてヒアリングをいたしましたので、その結果をご報告したいと思います。資料3-1に統計法の規定が書かれてございます。

改めてということですが、統計法の35条に、行政機関の長は匿名データを作成することができるとなっております。35条2項で、基幹統計調査の匿名データを作成しようとするときは、統計委員会の意見を聴かなければならないとなっております。

36条、匿名データの提供につきましては、学術研究の発展に資すると認める場合その他総務省令で定める場合には、一般からの求めに応じ、匿名データを提供することができるとなっております。

37条、事務の委託ということで、この事務、一部又は全てを委託することができるされており、現在委託を受けているのは、独立行政法人統計センターということになってございます。

先ほど36条の関係で、いかなる場合に提供することができるかということですが、省令で書かれているのは、15条1項として、学術研究の発展に資すると認められる場合であって云々とありまして、イロハニとございます。統計の作成等にのみ用いること、あるいは学術研究の用に供することを直接の目的とする、その成果が公表される、更に適正に管理するために必要な措置が講じられていること等々のルールが定められております。以下も同様でございますので省略をさせていただきたいと思います。

これにつきましてはガイドラインが整備されておりますが、その説明に入る前に、資料3の最後に統計ニーズに係るアンケートの概要、これは統計の部内資料が含まれているということで、本日は席上配付資料とさせていただきます。

先ほど、一般からの求めに応じて提供できると申し上げましたが、その前提

として、匿名データを作成できるとなっておりますが、いかなる場合に作成するのかというのは、やはりニーズというものを把握する必要があるということでございまして、そのニーズを把握するために、ここに書いてございますとおり、アンケートを実施してきたものでございます。平成21年から26年3月までの間、恒常的にホームページでアンケートを募集しておりましたけれども、これはいったん閉じたものを引き続きホームページで意見・要望を聞いているということでございます。

その中で、オーダーメイド集計、あるいは匿名データの提供に関するニーズというものを集計したのが下の表で、特に匿名データの提供について、ニーズが高かったもののトップ10がここに書いてあるものであります。

ところで、※が書いてあるもの、匿名データについては3つございますけれども、現在この中で匿名データを作成されているものは、1の国勢調査と4の労働力調査と6の国民生活基礎調査だけであると、このようなことでございます。

技術的な観点等々ということでございますが、資料3-2をご覧ください。

これが統計データの作成提供に係るガイドラインということで、これは統計法所管部局で決定をして逐次改定をしているというものでございます。概要をかいつまんでご説明いたします。

第1に「ガイドラインの目的」とございまして、1ページの第1のところの3行目に、匿名データの作成及び提供に係る事務処理の明確化及び標準化を図ることによる、これらの事務を適切かつ円滑に政府として実施できるためにこれが策定されているとございます。

2ページ以降、用語の定義というものがございましてけれども、4ページから第3として、「匿名データの作成・提供の実施に際しての基本原則」、提供者と、提供を受ける利用者のいわば義務というものが書かれているということでございます。

1として提供機関等は事務処理要綱を策定しなければいけない等々ございまして、5ページをご覧ください。(3)といたしまして、利用者に対して行う措置として、利用者においてどのようなことが確保されている必要があるかということの概略が書かれております。統計の作成等にのみ用いるとか、あるいは匿名データの適正な管理を行うとか、目的以外には利用しない等について、利用者全員から誓約書を提出させるということ。更に目的外利用等々については罰則等がかかるというようなことが書かれてございます。

次に6ページをご覧ください。第5の「匿名データの作成」ということでございまして、ここが匿名データの作成技法というようなもののガイドラインを示しているものでございます。具体的には2のところ、匿名処理の考え方ということで、ここに書いてある幾つかのポツを組み合わせるということでございます。この内容を、簡単に説明いたします。47ページをおめくりください。

別紙2というところです。匿名化処理の技法と書いてございます。先ほどのポツに対応した説明でございましてけれども、個人との対応関係を特定しにくくする匿名化処理の方法として、これはあくまでも統計調査表についてこのような技法でということ。これも

一般的な技法がオーソライズされて確立されているというよりも、さまざまな諸外国の例、特にドイツの例を参考にしたと話を聞いてございます。

①として識別情報等の削除、これは名前とかあるいは世帯住所地を削除する。②として識別情報のトップ・コーディングとありますけれども、ここに書いてあるような100歳以上というようなことでは大体特定されてしまうので、それ以上とかそれ以下というのをくくるということ。更に③で識別情報のグルーピングをして、年齢については例えばここで5歳くりにするとか、人口では何万人くりにするとか、そういうことをする。

更に④リサンプリングでありますが、統計は国勢調査でありますと全数調査ですし、それ以外でありましても一定の作為をかけて抽出したということになっているわけですが、更に匿名処理をする場合において、そこから抽出処理をする。国勢調査でありますと、後ほど説明しますが1%程度ということでございます。調査に応じて2割とか8割とか、そのようなリサンプリングのレベルを決めているということでございます。

更に⑤マイクロデータのソートでありますが、例えば元々のデータが地域別、あるいは年齢別等々に並んでいると特定しやすくなりますので、そこはランダムにソートをするということ。

次に別の概念からの匿名化処理の技法としてとありますけれども、これはあくまでも統計を新たに作るという前提で、全体の統計データとしての属性が失われない範囲において、少し数字を操作するという意味で攪乱的手法とも呼ばれているようでございます。①スワッピングとありますけれども、2つの調査単位の間で一部の調査事項の値を入れ替える。国勢調査の例で言いますと、例えば東京と大阪のように大都市というところで属性が一致していれば、一部の人を、本当は東京にいるけれども大阪のデータにすると。逆のこともするとか、あるいはこれを調査事項の間でやって、そういう人は本当は実在しないけれども、全体がそれで傾向は変わらない、こういうものを作る。

②誤差の導入、これも同じ話ですけれども、一定の標準偏差が確保されるようなさまざまな数値的な前提を置いた上で、一部の調査事項にあえて誤差、プラスのほうに若干振れた人を作ればマイナスのほうに振れた人も作るということで、平均が変わらないようにという、ざっくり言えばそういうことでございます。

もう1つ、ここに書いていないこととありますけれども、経時性ということも重要だということで、時間の変化が少し経ったデータのほうがトレースしにくいということとございまして、後ほど出てきます国勢調査については、直近の調査は平成22年のものですが、今匿名データができていますのは平成17年のものということになっているそうです。

このような技法等を使いまして、6ページに戻りますと、技法のところ、2(1)の匿名処理の考え方というところが今ご説明したところとございます。

7ページに(2)匿名化の基準ということとありますが、調査票情報の特性は調査ごとに異なるので、一般的な基準というものは困難であるので、これらを調査に応じてしっ



かり組み合わせながらやっていく必要があるということでございます。

8ページ以下は、匿名データの活用に当たっての規律等々が書かれてございます。少しご説明したいと思います。

8ページの第7「統計データ提供依頼申出手続」とありますが、利用したい人がどのような条件で申出をする必要があるのかということが書かれていることでございます。9ページに羅列しておりますが、真ん中よりちょっと上あたりに、個人、世帯及び事業所等の特定又は推定を試みないこと。更に次のポツで、その他の個体識別が可能となる可能性があるデータとのリンケージを行わないこと。それからその3つ下を書いてございます、性格的位置付けですけれども、匿名データの提供制度による利用は、契約に基づくものということで、契約でいろいろなことを縛っているということでございます。

後ほど出てきますけれども、匿名データとして提供されるデータというのは、貸与される形になるので、利用期間が終わればそれを返却しなければならない。持っているデータは全部焼却した上で返却しなければいけないと、こういう前提ということでございます。

飛ばしまして12ページでございますが、更に規律といたしまして、提供する匿名データの複製1回の原則とか、何回も複製をしてはいけないとございます。更に飛ばしていただきまして19ページでございますけれども、匿名データの利用期間、一体いつまでの間にこれを使って調査分析をするのか、というようなことを書きますし、25ページ、先ほど誓約書という話がございますけれども、全員の氏名、所属、職名もしっかりと明記するというようなこと、更に29ページでございますけれども、利用場所、利用環境、保管場所、管理方法について、流用が行われないようにしっかりと管理しなければいけないということが29ページから30ページに書かれてございます。

31ページが一番下第9「手数料の積算」とございまして、これに当たっての手数料の積算は32ページに書いてございます。これが高いか安い、見合っているかどうか等々いろいろあると思いますけれども、このようなルールになっているということでございます。

40ページ、契約違反についてということですが、40ページの(1)違反内容でございますが、①から⑥等々の違反に対しては、しかるべき措置がとられると、このような厳格なルールになっているということでございます。

最後に、資料3-3と3-4が、実際にどのような形で匿名化をされることになるか、匿名データ自体このように利用が厳格に規律されているので、それ自体はお見せすることはできないということでもありますけれども、どのように作るかという考え方、基幹統計調査の場合は統計委員会に諮って決めるとございましたけれども、国民生活基礎調査においては、このような先ほどの事項に沿った匿名化が行われているということでございます。

注目すべき点といたしまして2枚目をご覧ください。伊の識別情報の削除のところ、(イ)所得の内訳等の削除でございます。所得の総額等は良いけれども、その内訳等は個人が特定される可能性が高いとされております。

更に資料3-4ですけれども、国勢調査に関する匿名データの作成、サンプリングとかさまざまなことが書かれているということです。

最後に、統計法所管部局との議論の中で言っていたことで、秘匿性と有用性とのバランスというものが大切であるという。有用性というものは活用それぞれによって異なるわけです。統計においては、真実のことが報告されなければいけないので、秘匿性というものがきわめて重要でありつつ有用性というものを考えるということで、今のようやり方なのかということでございます。これはケースバイケースということで、例えば医療データなど個人との対応関係、個人の診療記録というものがトレースできるということに意味があるようなデータは、なかなかこの技法にはなじまないのかというようなことも聞きました。

まさにそこが有用性というものをどのように判断して技法を考えるのか。これはケースバイケースで、しかし秘匿性というものをどこまで考えるかと、ここをよく考えないといけないと、このような話がございました。以上が統計法所管部局からのヒアリングのご説明でございます。

(藤原座長) ありがとうございます。それでは、これまでの説明も踏まえまして論点の整理に沿って議論を進めたいと思います。

まず大谷構成員からご意見を、資料でご提出いただいておりますので、大谷構成員からご説明をお願いいたします。

(大谷構成員) ありがとうございます。お手元の資料で言いますと、資料4ということで、これまでの議論、それからヒアリングを通じて感じたこと、これからの議論の方向性を確認する上で必要だと思われる点についてまとめてみましたので、目を通していただければと思います。

まず1点目がカテゴリー別検討の必要性ということでございます。本日の資料1で、個人情報分類の情報をいただいて4区分ということですが、この資料1で言えば③のように、いわば民一民の関係と同等の立場で保有しているような情報といったものが、行政機関等、特に独立行政法人の保有する情報の中にあるかと思えます。

つまり公的セクターなのか、民間セクターが取り扱うのかによって、余りデータの性質に影響が生じない分野、そして同時に、利活用が特に期待される分野、特定分野と言いたいと思うのですが、そういったものについては、個人特定性低減データへの加工方法のルールというのをどういうふうに定めていくのか。それはデータの特性に照らして最適なものを関係者が共同で、できる限り統一したルールを策定できるような仕組み、なおかつそれが本当に特定性を低減できているのかどうか等については、第三者機関の認定を受けるといったことのプロセスを考えていく必要があるのではないかということです。

そしてそれ以外のカテゴリーで、行政機関等が保有する、取得していることについて固有の事情がある情報、例えば義務的に提供させられているデータ、それから中身についてはかなり秘匿されているデータ等については、やはり個別に慎重に検討していくことが必

要だと思しますので、最低限この2つの区分というのが必要ではないかということです。

2点目ですけれども、やはりパーソナルデータの利活用といったことについては目的による縛りが必要ではないかと思っております。個人特定性低減データへの加工がそれなりに可能だという前提に立ち、なおかつ特定分野のように、一定のニーズがあるものということですが、やはり目的外利用とか、それから目的外の提供は第三者提供という位置付けになってきますので、企業がマーケティングなど、一般的な経済的な目的のために利用するというのではなく、具体的な社会全体の利益の向上を目的とし、それが期待できる場合に限定すべきではないかと考えております。

これは、これまでに産業界のほうからのご意見の提出があったものに対しては、少し異なる見解ということになるかと思えます。

そして3点目ですが、これまでの利活用の議論を見ていますと、個人特定性低減データに加工するということによって、本人の同意をしなくてもいいと、それが利活用の道を切り開くという言い方をされているのですが、本人の同意をとることが可能であるにもかかわらず同意を取得することの安易な省略が行われる傾向にあるのではないかと考えているところもありまして、個人の同意を得ることが可能なケースでは同意を得て、より有用性の高いデータを利活用していくべきではないかと考えております。

またここでの検討といったものは、当初から述べておりますように、地方公共団体等での同種のデータの取扱いについても影響を与えるということを意識しながら議論していかなければいけないということを考えております。

そして第三者機関の位置付けということですが、先ほども申し上げた特定分野について、行政機関だけで一方的に決定するということは波及効果にも乏しいと思しますので、そこについては広い意味でのマルチステークホルダープロセスと言うのでしょうか、公的セクターと民間セクターの双方に対して、権限を有する第三者機関といったものが官でできるようになるのであれば、そこが最終的な権限を持つべきではないかと考えております。

これらの問題意識に伴いまして、次ページ以降、2ページ、3ページ、4ページと、これは行政機関の保有する個人情報保護法の各条項に照らして、幾つか留意すべき課題といったものを抽出させていただいているものです。

この中で、ほぼ先ほど申し上げたことに尽きるのですけれども、最後のページ、個人情報ファイル簿というものを作成し公表するということになっていますが、これについて個人特定性を低減したデータを作成するといったことについても、行政運営の透明性の確保という観点から、個人特定性低減データの作成の過程などを記した何らかの帳簿の作成・公表といったことを行いまして、単なる第三者機関の審査ということだけではなく、広く国民の批判に耐えうるような制度にしていく必要があるのではないかと思います。以上でございます。

(藤原座長) ありがとうございます。本日席上にもう1つ、松村構成員から、情報公

開制度によるパーソナルデータの利用手続について、という 1 枚紙のご意見が提出されておりますので、これについて松村構成員から簡単にご説明願いたいと思います。

(松村構成員) お時間いただきましてありがとうございます。この研究会の第 1 回目で、個人情報保護の規制法としての性格から言って、規制を外すだけではこの研究会の目的は達成されるのだろうかということを申し上げた記憶がございます。

資料 6-2 に、検討の論点に沿った議論の整理というのがございまして、その中にもそういうことが示されてあります。本研究会のミッションのところです。

その他の中には、保護法の改正との整合性をどう考えるか、あるいは統計法の制度改正が参考になるのではないかと、こういうことが書いてございますけれども、これまでの議論を踏まえながらいろいろ考えた結果、やはり今までの議論の方向性は少し違和感があるなということで、改めてペーパーでお示ししております。

ペーパーに沿いましてご説明させていただきます。最初の 4 行は今申し上げたこととございますけれども、研究会では保護法の、特に第三者提供の制限を撤廃あるいは緩和するという前提に議論されておりますけれども、むしろ情報公開法の改正という形でのパーソナルデータの利用拡大ということも検討する必要があるのではないかとございまして。

大きく 2 点に分けてございます。1 点は、個人情報の保護を目的とする規制法たる個人情報保護法では、結局のところ、制度を作っても情報の利用提供の実効性という点でいかなものであろうかと思えます。これは当初に座長から、この研究会では実効性のある制度を目指そうではないかというご発言があったかと思えますけれども、そういった観点から主として整理をさせていただきます。

1 つ目の丸でございましてけれども、基本法に関する I T 本部の議論が先行しておりますけれども、私の理解では、企業はいろいろ工夫して目的を問わず利用すると、そういうことの中で経済活動の発展も目指すと、あるいはそれは公益にも資することになる、そういう議論の方向かなと理解してございます。

この研究会も多分同じような立場で制度作りを目指すということが適当だろうと考えますけれども、そうであれば、むしろ情報の規制法たる個人情報保護法ではなくて、情報の利用法たる情報公開法のほうが適合的ではないかと考えます。

少しご説明をいたします。保護法はご承知のように、まず個人情報の利用目的を行政機関の長が定めまして、その目的外の利用提供というのは、特別の場合にできるという仕組みをとっているわけです。提供するかどうかというのは、結局行政機関の長の判断に委ねられております。「できる規定」にしすぎません。一方で、情報公開法というのは、ご承知のとおり、特段の事情がない限り開示を義務付けられる。それから今回の個人特定性低減データの作成等にも関わるような部分開示というものも義務付けられております。ただ、加工の仕組みはないということになっております。

議論の中では、例えば利用目的を限定するというような議論が出ているわけですがけれど

も、やはり当初の研究のスタート、あるいは基本法の議論と少し違っているのかなと思います。この相違が生じているのは、情報の利用という観点ではなくて、あくまでも保護法の規制という観点で、いかに工夫をするかという立場に立つから、そういう議論が出てくるのかなと思います。

日弁連の議論でも、日弁連自身は余りパーソナルデータの利用拡大ということは念頭に置いておられないような気もいたしますけれども、ただ制度としてどちらでやるかと言えば、情報公開法のほうが適当ではないかと議論をされたと理解をしております。

2つ目の丸でございましてけれども、これは私が申し上げていることで、あるいは構成員の方々にも認識の共通する部分があるかと思っておりますけれども、個人情報第三者提供規定の改正を行っても、行政機関に提供を義務付けるというのは、多分法制度そのものになじまないと思うのです。そこまでいかない、義務付けということではない、ということであれば、どの程度利用提供につながるのかということとは定かではない。私自身はかなり悲観的に考えております。

先ほど説明がありましたように、各省からの意見というのもかなり慎重な意見が出ております。

これは行政機関が、そういう対応をするのがけしからんという問題ではなくて、やはり事柄の性格上、義務付けられていなくて、「できる規定」で問題なくやれという、行政機関が置かれた立場というのは、やはりそういう反応にならざるを得ないのではないかと思います。極端な例を言いますと、保護法では利用提供できると言っても、国家賠償という問題が起こり得る。これは極端な例かもしれませんが、一般的にいろいろな個人情報の利用提供については圧力が働くわけですし、千葉市の方もそういうことをおっしゃっていたと思うのです。

国である程度ルールを作ってくれないと、地方公共団体だけでは動けないというような趣旨をおっしゃっていましたが、この国のルールを何らかの形で地方に波及していくというのも、この研究会の1つの使命になっているかと思うのです。その時に単に「できる規定」を緩めたような、穴開けをしたというだけで地方が動けるかと言うと、国と同様に地方もなかなか動けないのではないかなと考えております。

それから統計調査の話も出ています。私も当初は統計調査が参考になるのかなと思ったのですが、統計法というのは先ほど見ましたように「できる規定」になっています。ただ、統計調査活動というのは、調査結果を広く利用してもらうというのが本来の使命なわけですね。各省が固有の業務のために個人情報を収集し、利用しているものをそれ以外の目的に使うということについてのインセンティブとは、相当異なるものがあると考えます。

また、民間部門の話になりますけれども、既に現行制度でもパーソナルデータをいろんなことに使おうという事例がいろいろ出てきておまして、それについて議論があるところ、要すれば、民間部門というのは、本来的に利用提供するというインセンティブが強い

わけですから、規制を撤廃緩和すれば自動的に利用提供につながっていくということになるかと思えます。この行政の置かれている立場とはかなり違うように思います。

また、当然民間部門には一般的な情報公開制度は存在しないわけです。したがって、民間部門に関する基本法の改正という形での対応ということと合わせる形でやっていかると言うとき必ずしもそうならないのではないかと考えます。

ちなみに、国際的に見てどうなっているのだろうか。これは単純な質問ですが、マスコミ辺りでもパーソナルデータの利用というのをアメリカ等で進んでいるというようなことが言われますけれども、それが個人情報保護法の利用提供制限の規定の改正等で、それが主な手段としてそういうことが実現されようとしているのかどうか。私はよく知らないのですが、もしそういうことであるのであれば、ぜひどなたかお知らせいただければと思います。

したがって、2として、むしろ情報公開法におけるパーソナルデータの利用促進措置を検討するというのも1つの考え方ではないかと書いてございます。情報公開法でそういうことが全くないかと言うと、2つの手段が考えられまして、24条の情報提供施策、それから6条2項、いわゆる個人情報の分割開示の規定がございまして、こういうのを何らかの形で活用する、あるいは改正するということが考えられるかと思えます。

情報提供施策としては、個人特定性低減データの作成、提供努力義務、こういうのを規定するという事は考えられますけれども、ただこれについては義務規定を置きにくい、それから個人情報保護法の改正もあるいは同時に必要になる可能性がある、といった問題があるかと思えます。

一番関連性があるのは、いわゆる6条2項の分割開示の活用、あるいはこれを何らかの形で改正を行うということは可能性があるのではないかと思えます。ちなみに改めて考えてみますと、分割開示が規定されているわけですから、これに基づいて各省が持っている個人データの開示請求が出た場合に一体どうなるのだろうか。今までにそういうことが行われているということは聞いておりませんが、開示請求がないということなのか、あっても容易に分割とか、あるいはなお権利利益の侵害があるという規定で、そういうのをはねのけているのか、一体どうなっているのだろうかというところが少し気になりますけれども、そういうことも踏まえながら、例えばこの分割開示に関連して、個人情報について加工しての開示義務、あるいは開示情報の利用についての条件をつける権限、それから手数料というのは情報公開法で考えている手数料とは少し違った手数料徴収規定も必要になるかと思えます。

ただ、開示義務ということ全般に広げるに際しては、やはり一定種類の個人情報については少し緩和する、例えば行政機関の長の裁量等も部分的に認める制度、こういうことも検討の必要があるかと思えます。

個人情報保護制度でやる、あるいは情報公開制度でやる、どちらも一長一短あるかと思えますけれども、ただ実効性のある制度を作ると言うことであれば、やはり義務付けと

いうのを何らかの形で考える必要があるし、そうでなければ、この提供制限の穴開けをしておいて、それを裏で推進させる政策を強力に実現するということが必要かと思えますけれども、そこは私も、実務経験から言って余り期待できないという気がいたします。やはり何らかの形で義務制度を導入するというのが一番実効性が上がるのだらうと思えます。

それは個人情報保護制度ではなくて、やはり情報公開制度であらうと。かつ利用目的というのを縛るとするのは、多分元々のスタート、あるいは情報公開法でいろいろな対応が営利目的に使われていると理解しておりますけれども、そういう実態から言っても、利用目的を縛るとするのは本来の趣旨に合わないし、いかがであらうかと思えます。時間長くなりましたけれども、そういうふうを考えてとりあえずの議論の材料の提供という形でご説明いたしました。

(藤原座長) ありがとうございます。時間があれば4つ5つ伺いたいところあるのですが、そういう時間もありませんので、また後日議論をさせていただくとして、引き続き事務局から論点についての資料の説明をお願いいたします。

(讃岐官房審議官) 先ほど松村構成員から確認を求められた、国際的に見てどうなっているのかというようなこと、それから現行規定で部分開示の制度が使えるのか使えないのかというようなことにつきましては、事務局としても改めて整理をしてみたいと思えます。構成員の皆様方にご知見あれば、ご自由にご発言いただければと思えます。

それでは資料5でございます。これまでの議論を整理し、このようなことについてどう考えたらいいいのかという大枠をまとめてみました。

資料5の左側のほうは、最初に書いてございますのが、日本のいわゆる成長戦略、利活用の推進というところからこの議論が始まったということ、これまでのヒアリングで出された意見等々、あるいはこの研究会の構成員の皆様方から出された意見というものがまとめられてございます。

右側は、主な検討課題・問題意識等、事務局によるまとめでございます。最初の丸は、利活用に関し、3つのポツを踏まえてどのように考えるのかと、これはある意味方向性としてどう考えるのかという非常に大きな問題ですが、個々に具体的にどう考えるのかというのは次の2つ目3つ目の(1)(2)でございます。利活用の仕組み、いわゆる個人特定性低減データと呼ばれているものを導入する場合、その範囲、目的、公的利用か商業利用までか、あるいはデータの取扱い、いろいろな規律の方法についてどう考えるのかと記載してございます。

1点コメントいたしますと、個人特定性低減データというものは、IT本部でまとめられたいわゆる大綱の中で、本人の同意なく一定の個人識別性の低減を行ったデータを第三者に提供できる仕組みと整理されているということだけ付け加えさせていただきたいと思えます。

5ページ目をおめぐりください。1ページ目の最初のところの論点で整理しました、個人情報の利活用の範囲(類型化)・利活用の目的についてどう考えるのかということでござ

います。前提といたしまして最初にご説明した個人情報ファイル簿から見た、行政機関等が保有する個人情報の全体像を踏まえてどのように考えるのか、類型化が可能なのか、適切なのか、その場合基準は何か、類型化に応じて規律や目的などをどう考えるのか、あるいはそれも自由なのか、というようなことをどう考えたらいいかということでございます。

7ページをおめくりください。7ページは具体的な提供のあり方、低減の方法等々でございます。これについては1つの参考としてということで統計法における匿名データの作成、提供のプロセスについて、研究会の第2回目、それから事務局から今回説明させていただきましたので、これについては説明を省略させていただきます。

8ページにありますのは、現行の行政機関個人情報保護法においても、第三者提供という規定が置かれているということでございます。第8条（略）とございますが、この部分は基本的には当初の目的に沿って利用しなければならないということでございますが、2項でその例外として規定されているものでございます。

1号から3号まで（略）とございますが、目的外利用について1号で本人の同意がある時というのが書かれてございます。2号、3号は行政機関の内部、あるいは他の行政機関や地方公共団体との間で利用する場合ということが書かれて、合理的、相当の理由がある場合ということで書かれてございます。

4号が、それ以外ということで、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供する時、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になる時、その他提供することについて特別の理由がある、これは本人の同意がなくとも個人情報そのものを提供できるという場合でございますけれども、運用の実態はある意味厳格にと申しますか、実態としてはそれほどない。全くないわけではございませんけれども、かなり限定されているということでございます。

9ページでございますが、民間部門におけるマルチステークホルダー方式とございますが、IT本部の大綱では、民間部門の利活用のプロセスについて、ここに書いてございませぬマルチステークホルダー方式という、関係者が集まってその情報の特性に応じてどのようにするのかということを決めていくという、それを第三者機関が認定する、このようなプロセスということを提言してございます。

さて、一番下の括弧に書いてございますが、このようなプロセスは、行政機関の場合に適切であるのかどうか、そうでない場合はどのような手続が考えられるのかというようなことが議論となろうということでございます。

10ページは法律の議論ということでございます。お手元に、法律の卓上資料というのが用意してございます。後ほどご参照いただければと思いますけれども、1条、これは中ほどに条文比較表というものがございませぬ。146ページというところでございますが、右側、個人情報の保護に関する法律の目的としては、線が引いてあります「情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする」、他方、行政機関個人情報保



護法では、有用性という言葉は、「行政の適正かつ円滑な運用を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする」となっております。仮に利活用を図る個人特定性低減データをこのような個人情報保護法の枠組みに入れることを考えた場合には、この目的規定との関係をどのように考えられるのか、あるいはそうではない、情報公開法でというようなご提言がありましたけれども、それについてどう考えるのかということでございます。

12ページ、13ページでございますけれども、同じく卓上資料の146ページの定義、第2条の規定でございます。民間の個人情報保護法では、個人情報の定義として、「他の情報と容易に照合することができ」、とございます。行政機関個人情報保護法では、この「容易に」という言葉が落ちて、「他の情報と照合することができ」、と、広い範囲になってございます。これは元々「容易に」という言葉が行政機関法でもあったのですけれども、平成15年改正の際に、個人の権利利益を保護するという観点からこれを落としたということでございます。

仮に、個人特定性低減データを考える場合に、この容易照合性との関係をどう考えるのか、民間では「容易に」という言葉がありますけれども、行政機関では、一定の経緯を踏まえて権利利益の保護を図るということから「容易に」という言葉を落として、低減の可能性のあるものは基本的にはすべて個人情報だと、このように厳格にしているということとの関係をどうするのか。仮にこのような厳格な定義のまま、個人特定性低減データを導入する場合、個人特定性低減データというものは法的にどのように位置付けるのか。何らかの例外規定、あるいは目的外利用のような延長線上なのか、あるいは松村構成員からありましたように、情報公開法との関係をどのように考えるのか、ということについてどう考えたらいいか。

13ページでございますが、これは提供のプロセス、低減の方法等々、規律の在り方など、実務的な観点ということございまして、どのように規律を図っていったらいいのかということでございます。

以上、前半のパーツについての論点全体、その他説明ということでございます。

(藤原座長) ありがとうございます。後半のパーツが残っていますけれども、まずはきちんと前半のパーツだけでも構成員の皆様方から深い議論をいただきたいと思うところでございます。

今2つのパーツのご説明をいただきましたが、第三者機関に関する議論は、恐らく民間部門の検討と合わせるという方向がありますので、他の課題のあとに持ってくることで、それを踏まえて本研究会の最終的な取りまとめにもっていかなければならないと思っております。ただ、やはり議論すべき関連論点は多く、当初の予定よりインテンシブに議論する必要があるとも思っております。

それではただいまのご説明を踏まえて、ご自由にご議論をお願いしたいと思います。

(下井構成員) 時間の制約もありますので、ポイントを絞って、議論というか質問をさせていただきます。

事務局のご説明について2点、大谷構成員のご説明については1点、それから松村構成員のご説明について1点、それぞれ質問させていただきます。

まず事務局の説明についてですが、情報の分類についての試案ということで、これは大量の情報を手際よくまとめていただいて大変ご苦労だったかと思います。その点に御礼申し上げます。内容も、最初のとりあえずの分類のとっかかりとしては、異議がないというか、大変よい視点ではないかと思います。特に①、②、③の区別は、民間の持っている情報との違いということを際立たせるという、有無を際立たせるという指標としては非常にわかりやすくいいのではないかと思います。

それを踏まえて④でその他とありますけれども、端的に言うと、その他のその他はないということでもよろしいでしょうか。つまり、これで大体、ざっくりの視点ではありますけれども、①から④のこの区別で、一応全体を網羅してると言えるのか。それともこれはさしあたりの切り口であって、できるものを取りあえず整理したのであって、更にほかにこれでは拾い切れていないものがあるのかどうか。

(藤原座長) その他のその他はないのかというご質問です。

(讃岐官房審議官) 確かに多様ですので、全部見切れていないということです。まず頭の整理を行った上でそれに当てはめていったのは①②③で、それに当てはまらないものが④ということで、④はかなり多様なものがあると思いますけれども、多く出てくるのは何とか名簿とかあるいは相談ファイルとか、更に入館者情報というふうに付けやすかったということがございます。

厳密に言うと、これ以外の本当にここに該当しないものが、論理的に詰めて切り分けられているのかどうか、そこはもう少し精査をしないといけないかと思います。

(藤原座長) ありがとうございます。ではもう1つの事務局への質問をお願いします。

(下井構成員) その他がありうるという、あり得ないわけではないということで理解しました。

2点目ですが、各省庁への意見照会の結果について、大変参考になりましたけれども、先般来話題になっているのが、行政機関の場合と法人の場合とでは少し話が違うのではないかとということがあったと思いますので、法人、特に国立大学法人と、独法でも病院とかについては、やはりある程度的を絞って照会したほうがよろしいのではないかと気がいたしますが、その点いかがでしょうか。質問と言うよりは提案かもしれません。

(事務局) 今回のこの照会につきましては、研究会の検討の期間がそれほど長くはないということで、取り急ぎ9月上旬に各省庁に答えられる範囲でざっくりと質問をして答えてもらったというものでございます。

今後独法等について更に必要ということであれば、意見照会することも考えられますけれども、各省庁に意見照会するにはそれなりの期間もかかってまいりますので、むしろ実現可能性という面で検討が必要かと思っております。

(下井構成員) ただ医療情報というのがかなりクローズアップされてきているように思

います。そこはほかの構成員の方のご意見もお聞きしなければなりません、一応検討には値するのではないかと考えますが。

(讃岐官房審議官) これはあくまでも一般論として、今までのここでの議論で示した論点ペーパーを示しただけで回答を求めたところがありますので、もう少し問題を絞ってこれについてどう考えたらいいかということがあれば、個別に実際に聞いてみるということもあり得ると思いますし、そこはよくご相談しながら進めたいと思います。

(下井構成員) わかりました。ありがとうございます。続きまして大谷構成員のご意見について1点だけ質問させていただきたいと思いますが、資料4ですけれども、ローマ数字の1番、カテゴリー別の検討の必要性というところですが、確認ということで質問させていただきます。これは今問題になりました医療のような特定分野の情報について、3行目で関係者が共同でという表現が使われておりますが、この場合の関係者というのは官民ということでしょうか。例えば医療情報であれば国立大学の病院とか、国立医療機関とか、そしてその他民間の医療機関が共同でルールを作って、第三者機関の認定を受けるという、そのように私は理解したのですがそれでよろしいでしょうか。

(大谷構成員) そのとおりです。

(下井構成員) わかりました。ありがとうございます。最後に松村構成員のご意見についてですが、先ほど藤原座長がいろいろ聞きたいことがあるとおっしゃっていました。私も本当にいっぱいあるのですが、1点だけ、多分基本的な部分だと思う点についてです。

情報公開法の利用、活用ということも当然あり得ると思うのですが、情報公開法に基づく開示請求は、開示の目的を問わないわけです。しかし、パーソナルデータの利活用ということになると、どうしても、なぜ利用するかという点に関わってきますので、もちろんものによっては情報公開法の活用ということもあり得ると思いますが、それだけではやはり足りないのではないかと。基本的に、パーソナルデータの利活用、どういう目的でという、まさに先ほどの事務局からの論点の紹介の中で、利用目的をどう記述するかという論点が出ていたと思うのですが、そこが情報公開法だと完全に抜け落ちてしまいます。おっしゃりたいことは、賛成できることもかなりあるのですが、それだけでは足りないと思うのですけれどもいかがでしょうか。

(松村構成員) 私のペーパーの基本的な観点というのは2つありまして、目的を絞らない、それはむしろ利用する側の自由な利用によって社会の経済発展、あるいは公共の福祉への活用となって、まさに情報公開法の理念と同様な観点でいこうじゃないかと。それからもう1つはいかに実効性を確保するかという、この2点で考えた場合には情報公開法のほうにいくのかなと考えております。

また、通常は利用できないようなものについて、特定の場合に利用させるという仕組みというのは、またそれは別の議論なのかなと考えています。そこは哲学と言いますか、今回何を指すかというところに行くように思っています。少なくとも基本法での議論というのは、利用する側がいろいろな工夫をして、いろいろな既存データと合致させることに

よって、さまざまな利活用ができる、その件が1つの柱になっているのかなど、これはもし誤解であればご指摘いただきたいと思うのですが、その延長でということを考えております。

(下井構成員) わかりました。ありがとうございます。

(藤原座長) 佐藤構成員、お願いします。

(佐藤構成員) IT戦略本部のパーソナルデータに関する検討会における議論においては、必ずしも目的を、どんな目的でも利用するということを前提にしているというわけではないという理解をしております。やはり個人情報ですので、目的を持って利用することが前提になっていて、いわゆるビッグデータとコンテキストに言われている、いろいろなデータの組み合わせという点で言うと、目的を絞らないということはあるかもしれませんが、むやみやたらにどんな利用をしてもいいというような議論というのは、私の記憶する限りはされていないと思っております。

(藤原座長) ありがとうございます。今の点は後に議論になるのだらうと思えますけれども、やはりパーソナルデータとは何かという話です。何を目的として、ビッグデータの利活用なのかどうなのかです。ビッグデータの利活用ということになると、世界のどの法制を見ても、目的拘束と同意原則が働きにくいのがビッグデータで、恐らくそこら辺のところから詰めていかなくてはいけないと思うのですが、今日はそのぐらいにしておきまして、ほかにどなたでもご自由にどうぞ。

(松村構成員) 事務局にお伺いしたいのですが、先ほど13省庁というふうな調査結果がありましたが、これはかなりのものをカバーしているのですか。一部というふうにおっしゃったのですが、大部分カバーしてるのかどうなのか、そのところだけ確認します。

(事務局) 省庁の数え方にもよりますが、いわゆる省レベル、あるいは大きな庁レベルで見ますと、ざっくり半分いつているかどうかぐらいというイメージを持っていただければと思います。

(藤原座長) ほかにいかがでしょうか。よろしければ順番として、先ほど讃岐審議官のご説明の中で、条文との具体的な対照性等もお示しいただいたのですが、そろそろ、ほぼ一致するところ、それから今後検討すべきところ等は整理しておいたほうが個人的に思っております。

例えば行個法の、行政機関の定義の容易照合性という議論があったと思います。これまでのご議論ですと、そのところの定義は変えるべきではないというご議論が多かったと思うのですが、まずはその辺りからいかがでしょうか。そこはいかがでしょうか。

このところのご意見が大体一致しているということによろしいですか。

それから次ですけれども、今日、大谷構成員あるいは松村構成員から出していただいたペーパーにも関わるところですけれども、利活用の範囲とか目的はいかがでしょうか。大谷構成員は、本日、商業目的までの利用についてはやや消極的なご意見だったかと思うの

ですけれども、この辺りは検討していかなければならないと考えるのですけれどもいかがでしょうか。

(佐藤構成員) その前に前提として確認してよろしいですか。

(藤原座長) 佐藤構成員、どうぞ。

(佐藤構成員) 以前にもほぼ同じようなことを聞いたかもしれないのですが、一応その議論をする前に、基本法との関係というのははっきりさせておいたほうがいいとか、記録に残しておいたほうがいいだろうと思うのです。個人情報保護法の下に、行政機関による個人情報保護法があるという位置付けで皆さん理解はよろしいですよね。それに関してはいいですね。

(讃岐官房審議官) いまの佐藤構成員の御質問の関連する資料として、机上の厚いファイルの145ページに、全体の法体系ということで、個人情報保護法というのは、民間部門を規律するとともに、官民を通じた基本法、基本理念や、国・地方公共団体の責務、基本方針の策定等も定めると、このようなものになっているところです。その下に行政機関法、独立行政法人等法というものがあるという、そういう体系になっているということについて、このままでどうなのかというのが今の佐藤構成員のご発言ということだと思います。

(藤原座長) この基本法の傘の中に入っていて、基本法の4章から6章が民間部門の一般法です。それに対応するものとしてその横に行個法がくるということです。松村構成員の議論を、徹底した時にどうなるかはともかくとして、これまでの議論では、この体系そのものは動かすことはないという前提で皆さん議論してきたと、私は理解しているのですけれどもいかがでしょうか。

(下井構成員) この研究会は、行政機関個人情報保護法の改正について検討するので、そこまで手を出すのは任務外となってしまいますので、それが大前提だと思っておりました。

(佐藤構成員) 一応確認だけしておきたいと思います。

(藤原座長) ありがとうございます、よろしいでしょうか。それでは今のような確認も前提としまして、利活用の範囲とか目的について、ここは恐らくは引き続き検討する必要があるということでもよろしいですか。もう少し詰めていく必要があるということ。

また、その利活用について、現行の目的外利用の規定も活用できるのではないかというご議論があったと思うのですが、ここはいかがでしょうか。そういう議論があったという整理でもよろしいでしょうか。

松村構成員。

(松村構成員) これまでも言いましたように、まず8条の規定というのが、保有個人データということで書いてあるのですけれども、あれは一体何を意味しているのか、必ずしも議論されていない。識別性を消した形での利活用というのが8条の2項で制約がかかっているのかどうか。私はそもそもかかっていないということを考えていたのですけれども、

ある時に、政府の担当職員と議論した時に、部分的にでもあれはかかっているという議論をした記憶はあります。

それによって取扱いの考え方が違ってくると思いますし、そもそも義務規定ではなく「できる規定」というのは、特にこの個人情報を利活用できるという形で仮に穴開けしても、それは各省、あるいは地方公共団体としても非常に慎重ですよ。

「できる規定」で埋めるけれども、すべて渡しているかと言うと、弁護士照会については非常に慎重に対応しているので、法改正しろという議論があつて、これは藤原座長がよくご承知のとおり意見が出てきたりしているわけです。ですから「できる規定」のままで、かつこのように各省が慎重に考えているデータについて、利用が進むかと言うと、正直、私はかなり疑問を持ちます。

(藤原座長) 下井構成員。

(下井構成員) 検討の論点の中に、例えばデータの提供の方法ということも、常にこれまで含まれてきたと思うので、8条の2項の目的外提供が「できる規定」になっている、そのままで余り意味がないというのはおっしゃるとおりで、そこも含めて考えるということではないでしょうか。

(松村構成員) 情報公開法でと言った大きな趣旨は、目的を、何が公益か何が私益かみたいな安易な縛りというのはそもそもおかしいではないかというのが、私の基本的な考えです。また、「できる規定」ではなくて、義務的なものを取り入れないと実効性がないのではないか、特に個人情報について、かつ低減していると言えども特定性というのがどうしても残る可能性があるという状況のもとで、「できる規定」というのは必ずしもうまくいかない。したがって、それは逆に言うと、規制法でのものではやりにくいと思うのですけれども、規制法である保護法のほうで何とかこなそうということであれば、それはそれで私の趣旨はいかされると思います。

(藤原座長) 先ほどは質問しなかったのですけれども、今下井構成員からご議論があつたので一言だけ申し上げます。情報公開の情報提供的なところを、そこも裁量ですけれども、義務的提供も含めて構成するのかという議論もありますし、それに対応する形で、この目的外利用も常に「できる規定」で効果裁量を置いておかななくては行けないかどうか、そこも含めて議論すればいいのではないかと下井構成員のご意見であつたと思うのです。

その辺りは、今後詰めていくべき論点の1つかなと思っております。ほかに今の利活用、あるいは目的外利用の規定を活用できるのではないかとのご意見がある、検討すべき論点は両方の立場からあるということによろしいですか。

それからそれに関連することですけれども、個人特定性低減データというものの導入についてご議論いただいていると思うのです。その秘匿とか加工とか、提供の規律のあり方です。この辺りは恐らく我々としては導入するのだとすれば、導入する場合には民間部門との整合性を踏まえて検討するのかなと思うのですけれども、この個人特定性低減データ

のところについては、何か補足的な意見等ございますでしょうか。佐藤構成員お願いします。

(佐藤構成員) IT戦略本部の検討会にも関わった立場で申し上げますと、個人特定性低減データに関しては、あくまでも同意をとらずに第三者提供ができると言いましても、受領者側のほうに、個人の識別、特定を禁止するといういろいろな制約のかかったデータでございますし、一方で非常に取扱い、個人の特定性というのは必ずしも削除されていないので、保護されなければいけないデータですので、行政機関のデータの取得の背景などを考えますと、全面的に入れていいのかどうかという問題というのは考えたほうがいいと思います。

考え方としては、全面的に入れる。また特定のものだけを対象にする。またはすべて対象にしないという考え方が、まず3つの論点があります。

それと今申し上げた受領者側の制限だけではなくて、技術検討ワーキングのほうでは、提供元のほうに関しても幾つかの制約を課したほうが安全に運用できるという考え方を示しましたので、提供側のほうの制約に関しても、民間と同じでいいのか、より民間より厳しくすべきなのかということはずまず考えなければいけない。

それともう1つは、行政機関が受領者側になった場合にどうするのか。当然行政機関も民間から個人特定性低減データの提供を受けてそれを活用するという局面というのは考えられると思うのですが、その時に、受領者側の規定というのが民間側と同列というか同水準でいいのか、もっと厳しくするのかということが論点になると思います。

ほかにも、民間から受け取った個人特定性低減データを第三者に提供する、いわゆる二次提供した時にどうするかという問題がありますけど、その辺りが考える論点かと思っています。

(藤原座長) 今の最後の点ですが、二次提供は認めるという前提で、という理解でよろしいでしょうか。

(佐藤構成員) これはなかなか難しいところでございますが、今後行政機関の持っているデータと必ずしも行政機関が集めたデータだけではない。民間から提供を受けたものを含める形になりますので、二次提供を禁止すると言いますと、恐らく通常のいわゆる情報公開法の範囲も含めて提供するデータは制約を受けますので、二次提供は許すという形にして、何らかの制約を設けるほうが多分いいのではないかと考えております。

(藤原座長) ありがとうございます。松村構成員どうぞ。

(松村構成員) 今の論点に関連して、意見というよりも質問です。個人特定性低減データというのが、どういう形で捉えられているのかという点が少しわかりにくいところがございます。

まず個人特定性低減データというのは、ごくごく例外的に、例えば統計で言うXデータ、長野県の精密加工業については特定の会社のデータになってしまうというような、ごくごく例外的なデータの特定の話なのか、一般的にある程度市中にあるようなデータと連携す

ることによってかなりの頻度で出てくるということまで含んでいるのか、その辺がちょっとよくわからないところです。

また、目指す方向として、一方ではワーキンググループの報告では、特定性というのは技術的には決してなくならないという報告が出ていたかと思うのですが、制度としてはその特定性というものは利用を縛ったりということで結局なくしていく。そしてそこが、特定性がなくならない限りは利用しないという立場に立つのか、あるいはいわゆる識別性というのは、いわゆる法的概念ですから、こういう形でもうやっていくということである程度見切りをつけるのか、その辺はどういうふうになっているのでしょうか。

(佐藤構成員) 個人特定性低減データの位置付けに関しては、かなり複雑な問題と言いましょうか、難しい問題です。大綱においては個人特定性低減データというものを利活用する方法として位置付けをしているというのは皆さんご存じのとおりです。

技術検討ワーキングの主旨をさせていただきましたけれども、その立場としては、やはりあくまでも基本は同意である。それを補完する形として個人特定性低減データというものを想定している。

また、昨年の12月に出された制度見直し方針においては、同意が基本であって、例外的な位置付けとしての個人特定性低減データというものに言及しているのが現状かと思っております。

(藤原座長) 松村構成員。

(松村構成員) 要すれば、識別性があるという可能性での利用というのを想定するのかしないのか。特定性がある状態での利用です。

(佐藤構成員) データとしては、特定の個人を識別性のあるデータというものの提供を許すというのが、個人特定性低減データの考え方です。ただ、その利活用においては個人の特定をしないということが制限に加えられています。ですから利活用の局面においては、特定の個人の識別というのはないというのが前提になります。

(松村構成員) では1点だけ、意見だけにしておきますけれども、もしそういうことであれば、制度的にそういうことがあるのであれば、利用目的を縛るといふ根拠がなくなるわけです。

(藤原座長) 先ほど、ビッグデータというのとは申し上げたのですが、松村構成員の前者の質問も結構重要で、常々言っているのですが、親法の個人情報保護法というのはオールジャパンの法律です。オールジャパンの法律の中でビッグデータを利用するのがどういうもので、どういう形態で、どういう事業なのかということと、オールジャパンの法律の基本設計と、それに対して取得形態等も全く異なる公的部門の制度設計、それぞれきちんと考える必要があるかとは思っています。

その際には、今日事務局から適宜作業していただいたように、実際どんなファイルを持っていて、そこにどんな項目が含まれているのかというのは非常に重要だと思うので、今日厚い資料をご提供いただいたということだと思っております。



いずれにせよ、これについては、今の議論を前提にしても、やはり民間部門との整合性を踏まえて、更に検討する必要があるということによろしいでしょうか。そういうふうと思うのですけれども。もちろんこの整合性という部分も、今のようなご議論があるということです。庄司構成員、どうぞ。

(庄司構成員) 私の理解の確認も含めてコメントという形でしたいと思います。今回、資料1として、試案として出していただいた個人情報ファイル簿を①②③に分類したのは非常にわかりやすく、現時点では非常に使えるものだと理解しております。

それから、松村構成員からもあった、既に公開されているもの、データベースの中には公開されているものと公開されていないものと両方あると思いますけれども、公開されているものと、請求があれば公開されるものと、公開していないものという切り分けをした上で、公開していないものの中で、今後は個人特定性低減データとして出せるのかどうかとか、目的外利用として出せるのかどうかという論点があるということだと思います。このような分類の中で今後の公開の度合という論点があるのかなと考えます。

低減データに関しては、今座長がおっしゃったとおり、個人情報保護法のほうで、まさにオールジャパンの方針として、一部のデータについて個人特定性低減データとして扱っていく制度作りをしようということですので、行政機関個人情報保護法の対象データであっても、大谷構成員がお示しされていたような特定分野については、民間とともにマルチステークホルダープロセスの議論に参加できるようにすることが少なくとも求められるのではないかと思います。

特定分野についてはまず土俵に乗って議論をして、第三者機関の認定を受けるようにする必要がありますということです。事務局の整理の③についてはそういう扱いでいくのだろうと思いますけれども、①②あるいはその他の④に関してはまだ議論の余地があると、そういう整理と理解しております。

(藤原座長) ありがとうございます。一言だけ、誤解をもし与えていたとしたらいけませんので補足しておく、私がオールジャパンと申し上げたのは、医療福祉等を除いて、ビッグデータ議論を必要とする分野は、実はそんなに多くないのかなという感じを持ったので、全産業を規制する今の親法との関係を少し申し上げたわけです。

それはまたいつかということにしまして、個人特定性低減データは今ご議論いただいたわけですが、その法的位置付けです。これは先ほどの松村構成員の議論にも戻るわけですが、仮に導入するとした場合の法的位置付けです。つまりここでやっている行個法、我々に投げられた行個法の枠組みなのか、更に情報公開のお話も考えるのか、これも引き続きの議論と、今の下井構成員と松村構成員の議論にありましたように引き続きここも議論するということによろしいでしょうか。

佐藤構成員、どうぞ。

(佐藤構成員) 資料1の試案のところに関してですけれども、私も事務局が苦勞して作っていただいたこの分類というのはなかなかいい切り口でいいと思っているのですが、た

だ1点追加をさせていただきますと、IT戦略本部の大綱では、今回の法改正で機微情報というカテゴリーを導入しますので、1つは機微情報が含まれるか含まれないかという観点で分類するという考え方もあるかと思えます。

ただこれは、事務局で作っていただいたこの①から④というものと必ずしもぶつかるものではなくて、例えばいわゆる利活用する対象でも、機微情報が入っている場合は利活用から外すなどのような、そういった取扱いというのも可能だと思いますので、そのところは引き続きご検討いただければと思っています。

(藤原座長) ありがとうございます。後半で若干出てくる議論でもあります。

それでは限られた時間ではございますけれども、後半の行政機関が保有するパーソナルデータの保護対象に関する考え方について、事務局から説明をお願いいたします。

(讃岐官房審議官) それでは17ページからということでございます。保護対象その他ということでございます。

一方で利活用を言うとともに、保護のところをしっかりと押さえないといけないというのが大綱の考え方です。それについて、行政機関の保有する個人情報についてはどう考えたらいいかということでございます。

保護についての1つ目について、機微情報、もう1つは身体的特性等に関する情報等、いわゆるグレーゾーンという、指紋とか顔データとかその他さまざまなデータについて、どのように整理するのかという、そういうことが議論になっていたということだと思います。17ページはその全体を整理したものでございます。

機微情報というのは大綱では、人種、信条、その他犯歴等々、いわゆる基本的人権に密接に関わるような情報ということでございますが、17ページのなお書きのところがございますが、大綱において、民間部門においては原則として取扱いを禁止する、ただし本人の同意等々、あるいは法令に基づく場合等々が例外と、このようになっているということですので、行政機関においてはやはりそのようなさまざまな犯罪捜査、法令違反等の捜査、入国管理その他、機微情報を密接に、今佐藤構成員がお話になりましたとおり、その中に本質的に含まれているようなものもあるということをお話することを前提に考える必要があるということだと思います。

このような行政機関における個人情報の特質を踏まえてどう考えたらいいのか。

2つ目ですけれども、いわゆるそのグレーゾーンについてということですが、民間部門におきましては、先ほど申し上げた、容易に照合することができるということが定義になっていて、行政機関においてはその定義がかなり厳しいということで、「容易に」という言葉がないということでございます。、何らか照合できるものというものが個人情報であるという整理になっているということでございますので、こちらではグレーゾーンをどう整理するのかについては、もし容易照合性というところの定義を変えないのであれば、元々グレーゾーンというのが個人情報の保護がされている、こういう前提ではないかということかと思えます。

次はその他ということで幾つかございますが、19ページに、この研究会でもたびたび議論になりましたけれども、地方公共団体との関係ということでございます。

個人情報保護法は、先ほど佐藤構成員からのご議論の中で、基本法の体系、最初に国の責務、地方の責務というものが書かれていて、その地方の責務というところの情報に基づいて、地方は個々条例等で必要な措置を講じると、このような体系となっているということでございます。

ここを変えないということが前提となるのであれば、自治体等に対しては、国ではこういう仕組みであるということを知等丁寧で情報提供を行う。大綱でも情報提供を行うということが書かれてございますので、このような考え方をとっていくことが必要ではないかということでございます。

次に全く別の議論ですけれども、医療情報についてということで、これはむしろIT本部で民間部門も含めた医療について、いろいろな整理を今行っているということでございますので、その整理結果を待ちつつということでございますが、状況としてこのようなことであるということをご説明したいということでございます。

1つ目の丸ですが、医療情報につきましては、レセプト情報につきましては、既に個別法においてレセプトデータベース、ナショナルデータベース（NDB）と呼ばれているものでございますけれども、整理されております。また、その他個別法において、がん登録データベースや医薬品副作用データベースという個人情報というものが扱われていて、これを法律の目的に沿って、例えば医療費適正化とか治療の高度化、あるいは国民の安全ということのために活用すると、こういうことがなされているということでございます。

更に今議論になっているのは、恐らく診療録、電子カルテというようなことであろうと思えますけれども、そのようなことについて今後どう考えるのか。

20ページにございますけれども、レセプト情報につきましては、既に医療費適正化のもとで政府全体として活用方策というものが考えられているということでございます。

次に、情報公開法、これは松村構成員から大変大きな問題提起がございました。情報公開法の中での位置付けということについてどう考えるのかということでございますが、ここで記載をさせていただいております。松村構成員のペーパーの中では、分割開示というご説明がございましたが、情報公開法5条で開示義務というものが全体にかかっている上で、1号として、個人に関する情報ということについては、特定の個人を識別できるものは原則として不開示であると。そうしますと開示できないものは部分開示、松村構成員の言葉で言う分割開示ということができると、こういう規定になっているということでございます。

ただし、開示できないことの例外として、イロハということが書かれてございます。このような前提でどう考えるのかということでございます。

更に、ここにはちょっと書いてございませんが、松村構成員のペーパーではもう1つ、24条というところで、情報提供について、積極的に情報提供する旨の規定というものが

書かれてございますが、それとの関係もどう考えるのかということだと思います。

最後に一言、第三者機関との関係につきましては、更に引き続き民間部門との関係も踏まえて、今後の検討課題ということで、本日はここで整理をさせていただいておりません。以上でございます。

(藤原座長) ありがとうございます。ただいまのご説明を踏まえまして、ご自由に議論いただきたいと思います。どなたからでもどうぞ。

(松村構成員) 大綱の取扱いの考え方ですけれども、機微情報について、この個人特定性低減データの利用だけではなくて、いわゆる機微情報全般について収集、利用等、そういうことを考えようとしているのか。仮にそういうことであれば、例外取扱いというものもあり得ますから、その承認等というのは一体どういうことになっているのか。ご承知のように地方公共団体では、個人情報保護条例で、社会的差別につながるような情報の収集は原則だめとしていて、ただし審議会で認めた場合はいいという形で、審議会で承認手続というのを専らやっておるわけですが、その機微情報について、収集から始まる利用提供というのを、ここで取扱いというのを考えているのか。それとも単に特定性低減データのみを取扱いを何らか対応しようとしているのか。そのところを確認したいと思います。

(藤原座長) それは前提として、わが国に機微情報という概念が、そもそもセンシティブデータの概念がなかったということです。それについて、大綱ではEU等を念頭に置いてそれを導入しようという、そこから始まっている議論で、その議論を前提として、例えば収集の段階から機微情報については規律をかけたらどうだというようなことが書いてあるというので、今松村構成員がおっしゃったのはちょっと違うお話ではないかと思えます。佐藤構成員、宍戸構成員、それでよろしいでしょうか。

(松村構成員) 行政間の情報について、機微情報についてはOECDでは両方あり得るということを行った上で、わが国ではその区別がなかなか難しいというようなこともあって、結局区別しなかったわけです。それで今回、個人特定性低減データの議論の中で、機微情報とその他の情報ということに分けるという議論をすれば、そもそも機微情報の収集のところから、適正な取扱いというのは一体どうなるかという議論、例えば日弁連辺りにもその議論があったかと思えます。

そういうところに波及する可能性があるのかないのか。その件を今気にしているということです。ここで、個人特定性低減データの取扱いに関して、機微データとその他というのを分ける議論をするということであれば、その他に波及する可能性というのがあるのかないのか。ここで別に結論ということでも結構です。そういう意味で大綱ではどういうお考えだったのかということをお伺いしたわけです。

(藤原座長) 今の点は、大綱策定の過程で具体的に議論がされたのでしょうか。

まず2つあって、機微データというのを一般的に導入している、例えばヨーロッパ型のEUの構成国ではやはり機微データと一般のデータでは規律が違う。当然機微データのほ

うが規律は強くなっている。

個人特定性低減データというのは恐らくF T C 3要件でアメリカから来たもので、そこにおいて扱いを別にしているかどうかというそういう議論だと思うのです。

したがって、一般的に個人特定性低減データという概念を導入して、更にそれについて機微と機微でないという議論は、やるとすればこちらでやらなければならない議論ではないかということです。そういうことではないでしょうか。松村構成員は、低減するとして、もとのデータが機微かどうかという問題意識でしょうか。

後者のほう、もう1つのほうはどうでしょうか。いわゆる今ご説明のあったグレーゾーンです。パーソナルデータの議論というのは、要するに個人情報という円を描けばそこに集合があって、その周辺部分にグレーゾーンというものがあって、それをどちらに、つまり個人情報に引きつけるのかそうではないという類型にするのかという議論をやっていると理解しているのですけれども、その場合、これまでの構成員の方々のご議論でありますと、容易照合性という要件を置かないということですから、そうするとグレーゾーンは個人情報に引きつけることになるというのが論理的な結論かなと思っております。

つまり個人情報に包含されているというお話になると思うのですが、これまでの議論では、今のような結論で一致しているということによろしいでしょうか。ではここは一致したということにさせていただきます。

それから条例ですけれども、ここはいかがですか。ここはなかなか難しい議論ですけれども、少なくとも先ほど佐藤構成員からご議論があったように、現行の基本法という枠組み、その傘の下に立っているという、その法体系を前提とすべきということで議論をするということ、これはこれでよろしいですね。庄司構成員どうぞ。

(庄司構成員) もちろんこの体系を崩すということを提案したいわけではないのですけれども、今回の議論をする目的であるところの利活用の促進においては、どうしても条例が自治体ごとにばらばらであるということが、利用者側の障害として認識されているということは強く意識しておいたほうがいいと思います。ですので、こちらの資料でも、丁寧に情報提供を行うと書いてありますけれども、なるべく利用にとっての障害がなくなるように、この部分を強調していくということをコメントしておきたいと思います。

(藤原座長) ありがとうございます。それは本日の大谷構成員からの提出資料にもあったと思いますけれども、障壁にならぬように対応することが望ましいということで、そういうご議論ですね。それはそのとおりだと思います。

ただ前回、山本参考人に対して私からご質問しましたけれども、条例が区々と言っても、たとえ条例を同じにしてもそれぞれの団体で手続をやれと言えば、同じ条例の枠で同じ手続をやるということは変わらないと思うのです。ですからこれまでの議論が条例の中身が違うという議論をしておられるのか、手続が煩瑣だと、もう少し簡素化してほしいということをおられるのかということは明確にしたほうがいいのではないかと考えているところです。下井構成員、どうぞ。

(下井構成員) 私の印象では結果的には同じだけれども、そこに至るまで複数の自治体等の団体の手続を経るのが非常に煩瑣であるというご指摘だったと記憶しております。

(藤原座長) だとすると、条例が区々というのは、それぞれの自治体の条例の中身に口を出すというお話ではないのではないかという、手続をもう少し工夫してくださいという話なのかなとも思うのですけれども、その辺りも含めて、いずれにせよ現行の法体系の中できちんと議論するということがよろしいかと思えます。ほかに。どうぞ。

(大谷構成員) 地方公共団体の取り組みということですが、これから個人特定性低減データの加工についての一般的なルールなどについて、例えばガイドラインにするのか、あるいは法律上の何らかの規律が必要なのかといった議論をしていくと思うのですけれども、その時に例えば、私の言葉で言えば特定分野と呼ばれている分野で、民間であってもそれから独立行政法人のようなところでも同じようなデータを扱っているといったものについて、例えば個人特定性低減データの作成方法について、先ほど統計法所管部局の細かいガイドライン等をご説明いただいたところですが、例えばあのようなやり方で個人特定性低減データをこのように作ると、何とか方法というような名前のもので、例えば幾つか確立されていけば、この自治体はこの方法でデータを作っていくといった、統一の指標のようなものが見いだせる可能性もあるかなと思っております。

佐藤構成員から大きく首を振られていますけれども、複数の方法があり得ると思えますけれども、そういったものの採否について、それぞれの自治体の決定機関、審議会というのは松村構成員からも話がありましたけれども、審議会のようなところで選択していただくというようなことで行政事務そのものの効率化に資するということも考えられるかと思えますし、それはそれぞれのデータの特성에応じて複数の方法を選択し、それをオーソライズする仕組みといったものについても、ある程度この場で道筋をつけることができればと思っておりますので、それだけ付け加えさせていただきます。

(藤原座長) ありがとうございます。佐藤構成員どうぞ。

(佐藤構成員) 地方自治体の、いろいろな相違を減らすということに関して反対するわけではないのですけれども、まず確認して申し上げておきたいのは、個人特定性低減データの加工方法について一般的な方法があるというのは、本当に幻想で、これはもうまずないということをご前提にさせていただきたいと思えます。

なぜかと申しますと、個人特定性低減データですから、完全に特定の個人の識別性を排除するデータではないにしても、例えばデータの種類によっても当然違ってきますし、更にそのデータのばらつきの仕方、例えば地域の情報であれば、過疎地域であったり都会であったら当然違ってきますし、そういった、住民の記述であれば比較的時間で変わってしまいますけれども、例えば移動履歴みたいなものは日々変わっていきます。

ですので、一般的に加工基準が作れるとか、こういう加工をすれば個人特定性低減データが作れるということが、技術的には不可能だということを前提にしていかないと、結局不可能なものを我々作ってしまいますので、それを確認しておきたいと思っております。

(藤原座長) ありがとうございます。ただ大谷構成員の言われたのは、医療、福祉、教育等についてということかと思いますが。

(大谷構成員) それぞれの分野でという趣旨です。

(佐藤構成員) それぞれの分野でもデータのばらつきによって違ってくるので、そこも難しいというのが正直なところです。

(藤原座長) それぞれの分野でグッドプラクティスが見られ、モデル的なものが見られれば、自ずと統一できる、そういう余地があるのではないかというご議論かと受け止めたのですけれども、それはまた今後議論をさせていただきたいと思います。

それではそろそろ時間も尽きてきたようですので、まだ論じたりないところ、あるいはご意見賜りたいところはあるのですけれども、それは今後、先ほど申し上げたように少しインテンシブにやっ払いこうということにさせていただいて、研究会の今後の検討予定等について事務局から説明をお願いいたします。

(事務局) 今回は、次回以降のスケジュールのペーパーを配っておりません。改めて日程決まりましたらご連絡を差し上げます。

(藤原座長) それでは、これで「第5回行政機関等が保有するパーソナルデータに関する研究会」を閉じさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

以上